

事 務 連 絡

令和7年2月26日

会員事業者 各位

福井県防災安全部県民安全課長
(一社) 福井県トラック協会

交通死亡事故の続発にかかる注意喚起の強化について

日頃から、交通安全対策の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年に入ってから交通死亡事故は、昨年比+4件と大幅に増えております。(参考：令和7年2月25日時点交通死亡事故死者数4人)

加えて、近年、2月下旬から3月にかけて交通死亡事故が多発する傾向があります。

皆様におかれましては、日頃より交通安全について呼びかけていただいているところではございますが、これ以上の交通死亡事故の抑止ため交通ルールや交通マナーの遵守について、注意喚起の呼びかけを強化していただきますようお願いいたします。

また、上記にかかり、特に呼びかけていただきたい点について、別紙にまとめましたので、ご参照ください。

年度末も近くなり、ご多忙の折、大変恐縮ではございますが、よろしくお願いいたします。

【別紙】

★ドライバーが気を付けること★

◎出会い頭事故

(対策)

- ・信号機のない交差点では、一時停止の標識に従う。
- ・一時停止をするときは、いきなり停止線を越えない。
- ・一時停止をするときは、①停止線②交差点の角③左右が見える位置の3回停止する『多段階停止』を実践
- ・早朝や夜間のすいている道路でも、他の車や自転車が飛び出してくる可能性を想定
- ・見通しの悪い交差点では、左右の確認をいつも以上に行い、すぐ止まれるような速度で進行

◎追突事故

(対策)

- ・急ブレーキを踏む必要のない十分な車間距離を保って走行
- ・ブレーキを踏む前に後方を確認
- ・ブレーキは一気に踏み込まず、最初は軽く踏んでブレーキ灯で後続車に合図
- ・信号待ちや渋滞時は、前の車が動き出すことを確認してから発進
- ・スマホを見ながらなど漫然運転・脇見運転をしない。

◎右左折時の事故

(対策)

- ・交差点の30m手前でウインカーの合図をだす。(直前に出さない。)
- ・右左折先に歩行者や車、自転車がいないか確認してから曲がる
- ・横断歩道手前で最徐行又は一時停止し、左右をバランスよく安全確認
- ・左後方からくる二輪車や車の隙間を抜けて来る二輪車に注意

◎人対歩行者との事故

(対策)

- ・横断歩道における歩行者の優先を徹底
- ・生活道路では脇道からの飛び出しに注意
- ・歩行者の側方を通過するときは、安全な間隔をあけ徐行する。

★歩行者や自転車が気を付けること★

◎歩行者

- ・道路を横断する際は、横断歩道を使用する。
- ・歩道のない場合は道路の右側を歩く。
- ・斜め横断をしない

- ・道路を渡るときは、左右の安全を確認し、車がない・止まっていることを確認してから渡り始める。
- ・歩きスマホをしない。

◎自転車

- ・自転車はクルマの仲間であることを認識し、交通ルールを遵守。
- ・スマホを見ながらの運転は絶対にしない。
- ・一時停止のある交差点では、飛び出さず一時停止して左右を確認
- ・原則、車道の左側を通行（13歳未満の子どもと70歳以上の高齢者は歩道の走行が認められています。）
- ・やむを得ず歩道を走行する場合でも、歩行者を優先し、安全が確保できない場合は自転車から降りて歩く。
- ・必ずヘルメットを着用する。（保護者はヘルメットを着用指導する。）